

平成十九年十月二十日

区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

皆さんこんにちは 桜井ただしです。

本日はお忙しい中を『桜会ファミリーの集い』にお越し下さり有難うございました。心からお礼を申し上げます。

私の後援会は『桜会ファミリーの集い』という名のとおり、とても家族的で気取らずに何でも話せて、気軽に相談いただける会です。皆様とはいつも心が通じ合える、そんなお付き合いができればと思っております。これからも宜しくお願い申し上げます。

さて、私もこの四月の選挙で立派な成績で三期目のスタートを切ることができました。これも偏に区民の皆様のご支援のためとの心から感謝いたします。また、議会においては幅広く区民生活と福祉を所管する生活福祉委員会の委員長を、そして自民党議員団におきましては政調会長として区民の皆様のご期待に応えられるよう頑張っております。

本日、お届けする区政報告は平成十九年千代田区議会第三回定例会におきまして私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。今後とも石川区政と共に区民の皆様の為、頑張っております。また、区政報告に添付しております『桜井ただしホットライン』は急でお困りな事、福祉の事、お子様の事、さまざまにご相談をいつでもお受けできるよう私の連絡先を改めてカードに致しまし

た。電話帳の片隅に貼っていただきご活用いただければ幸いです。今後も区民の皆様のため、全力で取り組んで参りますので宜しく御指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

千代田区議会議員





舛添厚生労働大臣に
陳情



桜井ただし

【議会関係現職】

- 千代田区議会 自由民主党議員団 政調会長
- 千代田区議会 生活福祉委員会委員長
- 千代田区議会 議会運営委員会委員
- 千代田区議会 観光施策推進特別委員会委員
- 千代田区議会 まちづくり特別委員会委員
- 千代田区都市計画審議会委員
- 自由民主党 千代田総支部青年部長
- 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長

平成十九年第三回定例会に当たり、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

まず初めに、七月十六日に中越沖を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、柏崎市、長岡市、刈羽村など震度6強の揺れを記録し、死者十一人・重軽傷者1,960人、家屋の全半壊・一部損壊3万7,295棟、電気・ガス・水道などのライフラインが供給停止状態になるなど、甚大な被害をもたらしました。また、柏崎刈羽原子力発電所においても、想定外の揺れにより、変電施設から黒煙が上がる状況をテレビで見たとき、改めて安全対策の重要性を認識させられました。

千代田区では、地震発生の日に応急トイレ、毛布、カーペットなど救援物資を現地に届け、千代田区民の心をお伝えしてきたとの報告を受けました。ここに地震により亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、被害を受け、そして困難な生活を余儀なくされている方々に対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧と復興を願っております。

さて、一昨日、我が自由民主党の福田康夫新総裁が第91代総理大臣に任命され、新しい内閣が発足いたしました。小泉・安倍両総理によって進められてきた改革路線、100年続いた制度を変えた郵政民営化や道路公団改革、中央政府の権限をなるべく小

さくして、官から民へ、あるいは中央から地方に移譲し、このことで民間や地方の活力を引き出していく。これらの大きな改革がなし遂げられたのも、まさに政治のリーダーシップがあつてこそ実現したものであります。福田新総理のリーダーシップのもと、改革を後戻りさせずに着実に進めていく必要があります。

一方、改革によつてもたらされた諸課題についても手を加えなければなりません。企業間の格差や雇用の格差が発生していれば、格差を埋める努力が必要となります。また、高齢者や障害者などの社会的弱者に対しても手厚い対応が求められます。

いずれにしても、大きな改革をする上で、国民からの信頼なくして改革はできません。政治や行政が信頼を得るためにはどうするか。そのためには国民の立場、そこに住む人々の立場に立つて政治や行政をしていくことが何よりも大切であります。政治の信頼を得るには、不祥事に対して対応することは言うまでもなく、国民や区民に目線を据えた政治や行政を展開することが極めて大事であることは、国でも区でも同様ではないかと思ひます。

そこで、区長招集あいさつも踏まえ
区政運営の基本課題について何点か伺
います。



初めに「都区制度のあり方」、とりわけ「特別区の自治権の拡充」について伺います。

特別区と東京都の制度のあり方については、昨年末より様々な議論が行われております。我が党でも、このことは区民生活に影響する重大な関心事として、代表質問でも何度か取り上げてまいりました。今では当たり前とされている特別区の自治は、実は戦後の長い道の間を経て獲得してきた積み重ねであります。

そもそも特別区の前身は、戦前に東京市と呼ばれていた頃にかのぼります。今の千代田のまち並みも関東大震災の復興事業により、今年生誕150年ということで取り上げられている「後藤新平」東京市長により行われました。例えば、震災後につくられた九段小学校は、東郷公園と一体に整備され、パラボラーチ型のおしゃれな高窓をあしらった風情で、今なお健在であります。日比谷には近代ゴシック建築を代表する市政会館や日比谷公会堂が建設されました。また、江戸の町人まちであった神田も、震災後の復興区画整理により、道幅36メートルの靖国通りや44メートルの昭和通りなど、全体で20本もの幹線道路の整備が行われ、それまでの老朽化された木造家屋が建ち並ぶ住環境が一変をいたしました。

後藤新平が晩年に大事にしていた言葉に「自治三訣」という言葉がございます。「人のお世話にならぬよう、人にお世話をする

よう、そして報いを求めぬよう」という彼の「自治」の思想が今の地方の自治、自治の創生にどのような意味を持つのか、今一度振り返る必要があります。

また、後藤新平は一方で、「自治ができる人をつくろう」、「金を残して死ぬ者は下、仕事を残して死ぬ者は中、人を残して死ぬ者は上」と言い、自治やまちづくりのために人づくりの重要性を説いた人物でもありました。

このような輝かしい自治の歴史を持つ東京市も、当時の東京府に吸収され東京都となりました。戦後、東京市の自治を引き継いで特別区が誕生しましたが、大都市の一体性・統一性が最優先された結果、特別区の自治は皆無となり、都の内部団体となりました。特別区の自治権拡充の運動はここを端として始まり、自主性・自律性を一つ一つ獲得していく積み重ねが戦後の自治権拡充の歴史でありました。

当初、特別区の事務は数えるほどしかありませんでしたが、区議会と区民が一丸となって自治権拡充を求めていった結果、区民が自らの投票により区長を選出する区長公選制を復活させました。また、福祉事務所や保健所の移管、建築や騒音規制に関する事務、そして清掃事務など、一つ一つ着実に都から区に事務を移管してきました。事務の移管とあわせて、自主財源を強化するために税源が移譲され、今の特別区の課税権が確立しました。

しかし、市町村では固有財源である固定資産税や法人の住民税はいまだに都に留保されています。特に固定資産税については、

地価の高騰により負担の急増にあえぐ区民生活を守るため、区民大会などを通じて大幅な軽減を求める要請行動を続け、負担の軽減が実現したのは記憶に新しいところであります。そして平成12年には、それまでは法律上、都の内部団体とされていた特別区が「基礎的な自治体」として独立しました。これは、区議会が長年にわたり取り組んできた自治権拡充運動の成果であると認識しております。しかし、「未完の都区制度改革」と言われるように、これはあくまでも自治権拡充の過程の一里塚であります。「千代田市」目指す本区としては、これからも取り組むべき課題はまだまだ山積しております。

平成12年度の都区制度改革からはや7年がたとうとしていますが、自治権拡充の動きは加速することはあれ、停滞させてはなりません。ようやく昨年末から「都区のあり方検討委員会」ができて、特別区のさらなる自治権拡充の動きが見受けられます。本区からは副区長が幹事として検討委員会の幹事会にも参画されていますが、この幹事会では、現在移管すべき事務のリストのもとに移管の基準などが議論されていると聞いております。ただ、特別区の再編についての話題になると、いささか議論が脱線しているきらいもありません。

事務の移管、すなわち自治権拡充にあつて一番大切なことは、区民の視点であります。区民の生活を守り、さらに豊かにするためにどのような事務を東京都から移管すべきなのか。決して都からの押しつけでなく、区民の視点から事務移管を要請していく

ことこそ肝要であります。都区のあり方について、区長の見解を伺います。

また、特別区の自治権が拡充するに依り、自主・自律の運営を行う基礎的な自治体として区民の付託に応えていくためには、都の内部機関の頃とは違って、政策立案能力の向上など、職員一人一人の能力向上に向けた人材育成が大切です。先の後藤新平の例ではありませんが、



「自治ができる人づくり」は本区においても給油の課題だと思えます。自主・自律した基礎的な自治体にふさわしい人材育成のあり方についても区長の見解を求めます。

次に、地球温暖化対策条例についてお伺いを致します。

地球温暖化の問題につきましては、今年6月、ドイツのハイリゲンダムで開催されました主要先進国首脳会議、G8において「2050年までに地球規模での温室効果ガスの排出量を半減する」という我が国などの提案が真剣に検討されることとなりました。このように、地球温暖化に対する国際的な取り組みは日増しに強まっておりますが、そのような現状の中、来年から京都議定書の第一約束期間に入ろうとしております。環境立国日本として

は、世界で最先端の省エネ技術・環境技術を駆使して、その目標達成に向けた取り組みを進めなければなりません。京都議定書の「温室効果ガス90年比6%削減達成」を目的として設定された地球温暖化対策推進法においても、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であるとしており、地方公共団体に対しても、全国共通な取り組みではなく、地方の実情に応じたきめ細かな対応が求められているとあります。

テレビで南極や北極の氷が解け、氷山が次々に崩れていく映像や昨今の異常気象などから、その原因とされる地球温暖化について多くの区民が危機感を感じ、そしてその対策の早急な必要性について同様に感じているものと思います。今回の区長の招集あいさつにもございましたが、このことについて自治体として次世代のために良好な地球環境を引き継いでいく必要性と施策を示される思いは当然のことと思います。

しかしながら、温暖化対策の取り組みは、千代田区一区が先行するのではなく、少なくとも地域特性が類似する周辺区とも足並みをそろえることが必要と思います。また、温暖化対策の制度構築に当たっては、国や都の制度との整合性を図り、区民や事業者が二重行政による混乱を招かぬよう、十分に連携をすることも大切なことでもあります。区は、区民や事業者の理解と協力を得るとともに、それぞれ自ら温暖化対策に取り組む意識を高めるためにも、最善の努力を払う必要があります。

そこでお伺いします。区は、中間の提言以降、パブリックコメ

ントを実施するなど精力的な取り組みを図られてきたと思います。が、どのような手続を経て条例案を作成されたのでしょうか。当条例は、千代田区内はもとより、ほかの周辺自治体にも影響を与える重要な条例であります。具体的な内容については、区議会も含めた十分な議論を行うにはあまりにも検討期間が短く、拙速な感が否めません。とりわけ推進制度については、区民や事業者の意見を十分聞いた上で議会とも議論の上、英知を出し合い、実施すべきではないかと思いますが、区の見解を求めます。

また先にも述べましたが、国や東京都、周辺区との連携についても、今後どのように進めていくのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、新たな保健所の設置についてお尋ねをいたします。

新保健所については、本年三月に区政会館別館跡地をその建設用地として購入し、その後、保健所の基本的なあり方について、生活福祉委員会において2度にわたり報告を受けたところでもあります。

その基本方針は、現在2カ所に分散されている保健所を九段下に集約して機能強化を図り、区民の利便性を向上させることと、区民の健康に関するサービスについては、「健康センター」として親しみやすく気軽に利用してもらえよう、健康情報の発信や相談機能



を充実させることの2点であります。

新たな保健所の方向性としては、地域保健法や今後の医療改革制度を踏まえたものとして評価するものであり、1日も早い実現を望むものであります。常任委員会におきましても、新保健所の機能については様々な議論が交わされたところであります。その中で、新たな保健所の建築可能面積が現在の千代田保健所1カ所の床面積にも及ばないと聞いておりますが、現在2カ所に分散されている機能と新たに付加する機能が新施設に過不足なく収まるのか。また、どんな見通しと方針を持つてこれに取り組んでいくのか、改めて確認する意味でお伺いをしたいと思います。

さらに、新しい保健所はこれまでの保健所と比較してどう違うのか、区民にとって具体的にはどんなメリットが生まれるのかもあわせてお伺いをします。

今年生活福祉委員会の管外視察の中で、残念ながら台風と重なり視察が実現されませんでした。岐阜市の『ふれあい健康センター』、これは地域活動の拠点施設であるコミュニティセンター（本区という出張所や区民館ですが）に併設されており、より身近な施設として地域の保健や福祉面での活動を支援しております。区民が気軽に健康面での相談をすることができる身近な保健所が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

さて、今回の医療制度改革により、平成20年度からは国民健康保険をはじめとする各医療保険者に対して、40歳以上の保険加入者へのメタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導

が義務化されることになっております。これは医療費を抑制することにインセンティブを有する医療保険者が健診・保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防対策が進むと考えたからだとされております。

これまで千代田区では、他の自治体と比べて充実した内容の誕生月健診を保健所が所管して実施し、広く区民に喜ばれ、定着をいたしております。来年4月から後期高齢者医療など新しい健診体制に移行することに際して、区民にとって健診の内容が従来より低下したり、受診しづらくなったりする心配はないのかお伺いをしたいと思います。

また、今までの区民健診を所管してきた保健所の体制はどのように変わるのか、保健所の役割はどのような位置付けになるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、保育施策についてであります。

千代田区は、23区で唯一保育所の入所を待つ待機児童ゼロを実現しております。この取り組みは、乳幼児を持つ区内外の多くの保護者に強く支持され、それが転入などの社会増につながり、新たな保育事情を生み出している実態もあります。現在、千代田区の保育所では、定員の弾力化制度を用いて定員の拡大を図り、入所を希望する乳幼児の受け入れを行って

いるものの、その空き数はほとんどないと聞き及んでおります。

また、待機児童の定義には含まれない特



定の保育所への通所や、転所を希望される方の待ち数は増加している状況にあるとも聞き及んでおります。こうしたことから、待機児童ゼロという千代田区の魅力にひかれて転入したものの、目の前にある保育所に入所できないという実態も生み出されております。

保育所持機児童は大都市の抱える問題でもありますが、千代田区では単に大規模マンションの建設などによる保育需要の増大によるものだけでなく、本区の充実した子育て施策の成果を評価されていることがあると思います。これは、多様な子育て支援サービス施策として、一時預かり保育や子育て相談、育児休業の取得推進など、企業の取り組みに対する支援などを行っており、その結果、今後保育サービスの総量をいかに拡大していくかが求められております。

このため、区では第3次長期総合計画の第2次推進プログラムに、認可保育所やこども園の整備を挙げるとともに、認証保育所の誘致などにも現在取り組まれています。これらの保育需要を満たすには、今後も計画を着実に実行していくことが大切であると考えます。

さらに本年度は、乳幼児人口の伸びに即応して、新たに2カ所の認証保育所を誘致すべく、第2回定例会で補正予算が計上され、今般、神田においては内神田二丁目に「マミーズエンジェル神田駅前保育園」が開園の運びとなりました。

そこで、今回開設される神田地区の認証保育所ではどのような

保育が行われ、また、どのように園児募集が行われる予定なのかお伺いをしたいと思います。

次に、麴町地区の保育需要について伺います。

乳幼児人口の伸びを見ると、全区的な傾向ではありますが、麴町地区は特に顕著で、平成11年度を底に一貫して増加しており、保育定員との差は同題し続けております。こうしたことから、麴町地区における認証保育所の誘致などによる保育サービスの総量の拡大は喫緊かつ重大な課題であると考えますが、麴町地区における認証保育所の誘致の現状及び今後の見通しについて、どのような認識をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

次に、麴町保育園について伺います。

推進プログラムにおいては、老朽化した施設を区有地貸し付けによる民設民営方式により整備することとされており、麴町保育園の建て替え整備は、地域の長年にわたる願いであります。私は、昨年の第3回定例会でも質問いたしました。民間の英知と活力を利用することはサービスの向上を図れるなど多くの利点があるものと期待をいたしております。区長からは「改築を契機に、保育園とともに子育てを支援する総合的な機能を持った施設を整備し、民間が持つ力を活用していきたい」旨の答弁をいただいております。

現在、麴町保育園の建て替えについて、地域や保護者に対して説明を重ねていると聞いております。保護者の十分な理解を得な

がら進めていくことはもちろんのことでありますが、一方、保育園は現在入園中の入園児だけでなく、これから生まれてくるお子さん、また、これから転入してくる多くの乳幼児に対応する施設でもなければなりません。増大かつ多様化する保育需要に一刻も早く対応するためにも、優秀な事業者を選定する具体的な仕組みを保護者に示して不安を払拭し、一刻も早く建て替えて着手していただきたいと思います。

そこでお尋ねしますが、現在の保護者説明会の状況をどのように考え、今後どのように進められようかとされているのか伺います。

最後に、旧庁舎跡地について伺います。

新しい庁舎がオープンしてはや4カ月がたとうとしています。この間、新図書館では開館時間の延長などにより、1日当たり平均で約2,500人の入館者が訪れ、これは昨年の入館者平均の約4倍弱の数字となっております。また、焼きたてのパンを提供する1階



のさくらベーカリーも1日に約600人近いお客さんが利用しており、区民ホールとあわせて活況を呈しております。しかしながら、庁舎については、エレベーターや電話交換業務、駐車場、食堂などに苦情が寄せられているほか、総合窓口やサイン、庁舎レ

アウトなど、幾つか課題が発生しております。区においては、担当組織をつくり、エレベーターの運行方法の改善や事務所内のレイアウトの見直しを行うほか、総合窓口についてもすべての区民が利用できるよう検討を進めているとも聞いております。

区民の方々にとって、この庁舎は区政の顔であり、共生のシンボルでもあります。とりわけ、区民が最初に訪れ、問い合わせを行う総合窓口や電話交換業務での対応は、エレベーターや駐車場の使い勝手の問題も含めて、区役所に対する区民の第一印象となるといっても過言ではありません。これまで区は区民サービスの向上に努め、区民の信頼を獲得する取り組みを行ってまいりました。新庁舎での対応により、区に対するこれまでの区民の第一印象や信用が失われないよう、区的最優先課題として今後も迅速かつ着実に対応していただくようお願いするところであります。

ところで、新庁舎が開設した後の旧庁舎の跡地についてどのようにするのか、区民の方々からも活用方策についての意見や提案をいただいております。新庁舎移転の際の本議会の議論の中で、旧庁舎の跡地については区民になじみが深く、親しまれていることなどの理由から、売却対象とせず、今後も広く区民に有効活用していくこととされてきました。この跡地については、長年区役所として区民に親しまれてきたほか、区の中心地に位置し、交通の利便性も良く、皇居のお堀に面して景観にも優れていることから、区民共通の財産として全区的な視点から検討することが必要だと思えます。先の定例会においても、旧庁舎跡地の活用につい

ての議論がありました。区民の大切な財産であり、区内部においても検討を進めていることと思えますが、今後区議会とも具体的な議論を進めていく時期にきているのではないかと考えますが、検討状況も含め、区長の見解を伺います。

以上、5点について伺いました。区長の明快な答弁を期待し、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

答 弁

○区長

桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、改革について、私から申し上げさせていただきます。

人間が作りました制度や仕組みというのは、どんなに良いものであっても、年月の経過により時代にそぐわなかったり、当初はプラスであったものがマイナスになる、いわゆる制度疲労を起すことが往々にしてあります。したがって、持続的な社会の発展のためには、継続的に改革を行うという努力は私は不可欠だと思えますし、区政もそうした観点から様々に皆様方とご相談しながら進めさせていただいていくところでありたいです。

しかし、時には改革というのが、本来は成果が普遍的に及ぶのが改革の目的ですが、時にはそれが行き渡らない、あるいはひずみが生じることがあります。そのために、時には改革について手直し、あるいは立ちどまって部分的な修正をしていくということ、あるいは往々にしてあるわけでございます。この間、制度改革につき

まして、利用者の負担等については様々な経過措置、あるいはソフトランディング等をするような施策を議会の皆様方とご相談して取り組んできたところでございます。今後もしようとした考え方を基本にして改革について取り組んでまいりたいと思えます。

ところで、改革についての大きな課題が、議員ご指摘のとおり、都区改正だろうと思えます。特別区は、都の内部団体として創設されて以来、自治権拡充の道を歩んでまいりました。しかし、議員ご指摘のとおり、特別区の自立は道半ばでありまして、特別区の権限は依然として制約をされているわけでありまして、

都区のあり方を考える上で、特別区の将来目指す方向性は、自主自律した基礎的自治体として「市」並みの権能を有することは当然だろうと思えます。今後は都区制度を転換し、新たな基礎自治体の実現に向けて具体的な制度設計をする段階だろうと思えます。

ご承知のとおり、平成十七年一月に区長会から特別区の制度について検討をお願いしました特別区制度調査会がございまして、一七年十月に答申がございました。その答申の基本は、特別区の権限、権能を一般市並みにするという考え方でございます。その一般市並みにする場合に、通常の一般市というのと、広域的な事務処理のためにもう1つ階層をつくるという2つの方向が出ておりまして、この点については、区長会として基本的には異論はございません。ただ、それをもう少し具体的に進めるために、再度特別区制度調査会に諮問をしているということでございます。

ところで、こうした考え方に立ちまして、かねて都区間で議論がありました事務配分を含めたものを今鋭意検討しているわけでございます。この考え方は、やはり特別区制度調査会から特別区のあり方の提起を受けた基本に立って事務配分の議論を進めるべきではないだろうかと思えます。そのことによつて、もう一方では現行の財調制度というものを大幅に転換をしなければならぬだろうと思えます。

いずれにいたしましても、これはまだ道のりが長いだろうと思えますけれども、ぜひ区議会の皆様方にいろんな角度からこの問題についてご意見、あるいは社会的に発信をしていただきたい田と思えます。我々は既にご承知のとおり、平成13年に本区の将来の姿として、「千代田市」を指すという基本構想を策定しておりました、この構想を当時出しましたときには、時代がまだ早いのではないかという議論がありましたけれども、今やつと23区の全体的な雰囲気としては、普通市にするという方向はほぼ基本的には納得いただいていることだろうと思えます。

次に、人材育成について申し上げます。

どういう組織でありましても、公務員の組織でも、民間の組織でも、組織を構成するのは人・物・金。そして、最近では情報と言われております。その中で、自治体はまさに組織を構成する最大の財産は私は人材であると思えます。

ところで、これからの地方自治体は、政策立案官庁化を目指すべきであると思えます。そのためには、人材の育成というのは、

区政の将来の方向を決める上で大変重要な課題であると思っております。人材を育成する上での幾つかのポイントがあるかと思えます。良く、改革ということは今議員もおっしゃいましたし、私もこれからも継続的に改革をします。これは、改革の果実をできるだけ普遍的に配分をしたいということもありますけれども、もう一方では、私は職員の意識改革というものにつながるんだろうと思えます。そういうことを考えますと、この改革ということによつて、職員の政策形成能力をさらに高めていくことになるだろうと思えます。

ところで、区役所は全体的にはサービス業だと思っております。そのときに一番肝心なことは、住民の皆様方のいろいろな発意、時にはクレーム、そうしたことをきちんと受けとめて、まさに職員の最高のトレーナーは住民であるということを幹部職員も含めて認識し、そして幹部職員が積極的にまちへ出、そして区民と接点を持つことこそ政策能力をより高めるかぎであろうというふうに思えます。

それからもう一方では、やはり私は外部の血を入れなければいけないというふうに思っております。特に人材につきましても、単に中の職員を育てるだけではなく、外からも人材を求めて、いい意味での職員の資質向上という観点からも取り組んでいかなければいけないと思えます。

いずれにいたしましても、この問題は千代田区の将来を形づくる重要な問題でございますので、私たちも積極的に人材育成のた

めにあらゆる場を通じて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、地球温暖化対策条例について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今回の条例提案までについて厳しいご指摘をいただきました。そのことについては、真摯に受けとめさせていただきます。どうか21世紀の最大の課題であります地球温暖化問題について、今定例会の中で精力的にご議論をお願いしたいと思えます。

今回提案するまでの過程等については、担当部長の方からもご説明があるかと思えますけれども、ぜひこの条例の持っている意味づけ、役割というものをご理解賜りたいと思えますが、今日、東京都も様々な議論をしていることは事実でございます。そうした中で、私の方ではできるだけそうしたところのバッテリーがないように、この条例については枠組みをつくってあるというところでございます。本来ですと、実は自治体というのは法律だとかそういうものができていない場合には、自治体独自で自治立法権だとか条例の上乗せ、横出しということができることになっておりますが、この持っている性格から見まして、私はそうしたことも十分にとらえていかなければいけないという意味で枠組みをつくってあります、具体的に推進計画の中で国、都の制度と十分に調整をしていくというふうに考えていると



ところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、庁舎の跡地利用について答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、この新庁舎へ移るときの様々な区議会での長年にわたるご熱心かつ精力的なご議論をいただいて新庁舎に移転したということも十分に認識しておりますし、その過程で旧庁舎の取り扱い等については、区役所の発祥の地ということで、十分区民の観点に立って利用計画を定めなさいということも議会での皆様方のご意志として十分に認識しております。

そうした中で、跡地の利用につきましては精力的に庁内での検討を進め、そして議会の皆様方と議論をする素材といたしまして、跡地利用に関する基本的な方向性なり考え方をまとめて、皆様方と十分なるご議論をできるように早急に取り組んでまいりたいと思えますので、ご了解をいただきたいと思います。

その他のことについては、関係理事者をもつてご答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域保健担当部長

新たな保健所についての質問にお答えいたします。

新保健所は、2カ所の保健所を交通の便の良い九段下に集約し、機能強化を図るとともに、区民の利便性を向上させることと、区民の健康に関するサービスについては、「健康センター」として親しみやすく気軽に利用してもらえよう、健康情報の発信や相

談機能を充実させることの2点が最大の眼目であることは、議員のご案内のとおりでございます。

新たな保健所に必要な機能を収める見通しについてであります。今現在の両保健所庁舎は、ともに保健所で行う事業それぞれに専用の場所を備えています。建築当時は、様々な健診事業を保健所が中心になって実施していました。今は、区民健診を医師会の診療所を中心に、区内の医療機関で実施しているように実施主体も移り変わり、保健所組織や職員数もスリム化してまいりました。

これらの状況を踏まえ、保健所という施設で備えねばならない機能をさらに精査するとともに、これからの保健所に求められる機能を絞り込みました。また、できる限り各部屋の多目的利用を進めて施設の稼働効率を上げることにより、必要な機能を加えて新たな区民サービスを実施できるという見通しを持っております。次に、新たな保健所の区民にとつてのメリットについてですが、第1に、わかりやすく親しみやすい保健所になる点です。総合案内により、的確に来所者のニーズにつなげてまいります。あわせて、医療機関に関する丁寧な情報提供も行います。また、健康に関する相談をはじめ、様々な情報提供をするなど、議員ご指摘のように、区民の皆様が気軽に利用できる保健所を目指します。

さらには、医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療機関が輪番制で対応している休日診療について、常に新保健所で実施することを検討いたしております。これらに加えて、ひとたび健康被害が

発生したときには迅速に対応して、被害を最小限に食い止めるための健康危機管理機能の充実を図ってまいります。

医療制度改革により、来年度からの健診体制におけます健診・保健指導の内容に関する質問ですが、40歳から74歳までの区民については、国民健康保険加入者、国保以外の保険加入者いずれについても、現在同様の健診内容を提供していく方針で、関係者との調整を行ってまいります。75歳以上の後期高齢者の健診についても、従来の健診レベルを低下させないよう実施する所存です。

今や、健診事業をはじめ、健康づくりにかかわる事業者は多岐にわたっています。保健所はこれらの関係部署と連携を進めて、きめ細かい区民サービスを確保する役割が重要と考えます。さらに、健康づくりに関する理解を広め、生活習慣病予防のための健康教育も地域に展開することで、障害を通じた健康づくり体制を構築してまいります。

環境安全部長

地球温暖化対策条例案の作成手続についての作成手続についてお答え申し上げます。

本条例案は、地球環境を保全し、次世代へ継承するため、区、区民、事業者などが一体となって対策に取り組むためのよりどころとなるものでございます。そのため、昨年10月、有識者や区



民、事業者、東京都等で構成する懇談会を設け、1年間をかけて検討を続けてまいりました。今年の7月には、懇談会の中間まとめに基づきまして「条例の基本的考え方」をパブリックコメントいたしましたところ、170件を超えるご意見等をいただいたところでございます。

区民や在勤、在学者からいただいた内容は個別の施策に関するものが多く、今後の計画づくりに反映させていきたいと考えてございます。複数の事業者や団体からは、制度構築等に対しまして意見を述べたいとする要望が多数ございました。

区は、地球温暖化対策の基本的考え方につきまして、3回の「まちなか懇談会」のほか、「みらいくる会議」においてもご説明をいたしました。また、事業者に対しましては、大丸有協議会、不動産協会、東京商工会議所千代田支部へ考え方をご説明し、意見交換を行いました。

パブコメ以降、こうした手続を経るとともに、8月上旬に再度懇談会を開催して最終的な提言いただき、条例案を作成したものでございます。

教育長

保育施策についてお答えいたします。

現在、保育ニーズは増加の一途をたどっており、待機児童ゼロを維持するために、区内に新たに認証保育所を誘致する準備を進めてまいりました。このたび、誘致を決定いたしました神田地区のファミリーエンジェル神田駅前保育園では、小規模施設のメリッ

トを生かした一人一人の心を受けとめる真心保育を目標に、平成19年11月の開所を目指しており、10月に入園説明会、現地説明会を実施し、園児募集を行っていく予定でございます。

次に、麴町地区の認証保育所の誘致でございますが、開設に向け、調査・検討に着手した事業者は複数社ございましたが、いずれも事務所需要との競合などによりまして応募に至っておりませんでした。しかしながら、地区の保育需要を勘案いたしますと、早急に認証保育所を誘致する必要があります。現在公募条件の見直しを検討しており、引き続き年度内の誘致に向けまして最大限の努力を行ってまいります。

次に、麴町保育園の建て替えについてでございます。

議員ご指摘のように、ここ数年、麴町地区の乳幼児数は着実に増加してきております。次世代育成支援の強力な取り組みが千代田区の魅力となり、子育て世代を新たに区民として迎え入れることは区のさらなる活力にもつながり、大変喜ばしいことと考えております。こうした子育て世代の新たな転入によりまして保育所の待機児童が発生するなど、千代田区の魅力が衰えることのないような保育施策に万全を期す必要があります。認証保育所の誘致とともに、麴町保育園の建て替えによります保育サービスの総量の拡大は喫緊の課題であると認識いたしております。



保護者説明についての状況でございますが、土木事務所三番町分室跡に仮園舎を建設することにつきましてはご理解をいただいているところでございますが、本園舎の整備・運営方法につきましては、まだご理解を得るに至ってございません。説明会を通じて保護者の皆様から提起された課題は3点ございまして、第1に、保育環境の変化が乳幼児への影響を与えるのではないか。第2は、本当に優秀な事業者を誘致できるのかどうか。第3には、事業者選定にかける期間が短か過ぎるのではないかという点が主な点でございます。

今後、こういった課題を一つ一つ解消できるよう説明会を継続するとともに、必要に応じて民間保育園の視察なども実施をいたしまして、保護者の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

なお、一般施設の民営化とは異なりまして、認可保育園の場合は民営化後も入園の決定や保育料の賦課徴収等は引き続き区が行うということだけではなく、面積基準や職員配置基準など、公・民を問わず同じ基準が適用されます。そういった意味で、運営主体に変更があっても、それだけでは保育の質の変化が生じるというような制度ではございません。現在の在園児はもちろんのこと、これから生まれてこられるお子さん、あるいはこれから入園されてこられる乳幼児のために民間の英知と活力を利用いたしまして、麴町保育園の保育サービス総量と内容を拡充することが重要であると考えておりますので、引き続き万全を挙げて取り組んでまい

ります。

